

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和5年6月29日

独立行政法人家畜改良センター十勝牧場長
関 将弘

1 契約概要等

- (1) 件名 独立行政法人家畜改良センター所有種雄馬の貸付6頭
及び数量
- (2) 件名 入札説明書及び仕様書による
の特質等
- (3) 貸付期間 貸付家畜引渡日から20年間
- (4) 引渡場所 北海道河東郡音更町駒場並木8番地1
独立行政法人家畜改良センター十勝牧場
- (5) 入札方法 上記(1)の件名について、1頭ごとの貸付家畜の1年間当たりの貸付
料と提案内容の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式

2 競争参加資格

- (1) 次に掲げるいずれにも該当しない者
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後3年を経過していない者は競争参加できない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 検査等の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒080-0572 北海道河東郡音更町駒場並木8番地1
独立行政法人家畜改良センター十勝牧場（担当：総務課 菅原、業務第二課 田中）
電話0155-44-2131 ファクシミリ0155-44-2215

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告日から令和5年7月24日(月)までの土曜日、日曜日を除く、9時00分から17時00分(12時00分から13時00分を除く。)まで上記(1)の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判が入る返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入のうえ、250円分の切手を貼付し、上記(1)の場所に送付すること。

(3) 入札説明会の有無

開催しない。

(4) 提案書の提出期限及び提出場所

令和5年7月28日(金) 17時必着

提出場所は、上記(1)担当部局とする。

(5) 郵便による入札書の提出期限

令和5年8月17日(木) 17時必着

提出場所は、上記(1)担当部局とする。

(6) 入札及び開札の日時、場所

令和5年8月18日(金) 11時00分

北海道河東郡音更町駒場並木8番地1

独立行政法人家畜改良センター十勝牧場 会議室

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全部免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

入札書に記載されている貸付料が、独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程第30条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、家畜改良センターの定める総合評価方式により得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(6) 提出書類の取扱

提出のあった書類等は一切返還しない。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報をホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名
- 2) 当センターとの間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）